

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	障がい者支援課	整理番号	1-1
許認可等の種類	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定			
根拠法令条例等・条項	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条、第36条、第38条、第51条の14、第51条の19 ・児童福祉法 第21条の5の3、第21条の5の15、第24条の2、第24条の9 			
許認可等の概要	障害福祉サービス事業を行う者等の申請により、都道府県知事が行う指定障害福祉サービス事業者等の指定			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第43条、第44条、第51条の23 ・児童福祉法等に基づく事業者等の指定に係る申請者の要件等に関する条例(平成24年10月11日条例第59号) ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月11日条例第60号) ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年3月28日規則第13号) ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月11日条例第62号) ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年3月28日規則第15号) ・児童福祉法 第21条の5の18、第24条の12 ・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月11日条例第66号) ・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年3月28日規則第19号) ・児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月11日条例第67号) ・児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年3月28日規則第20号) ・指定障害福祉サービス事業者の指定等に関する要綱(平成18年3月22日17障第505号社会部長通知) 			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	30日(休日を除く。記載漏れ、添付書類の不備、その他補正に要する期間は除く。)			
期間の制定根拠	平成20年3月27日付け19障第507号障害福祉課長・障害者自立支援課長通知			